

資料3

第7期介護保険事業計画等について

1 計画策定の背景・趣旨

- 本町の「地域包括ケアシステム」の構築と高齢者・障害者・子どもなどすべての人々が暮らしと生きがいとともに創り、高め合う社会（地域共生社会）の実現を目指す。

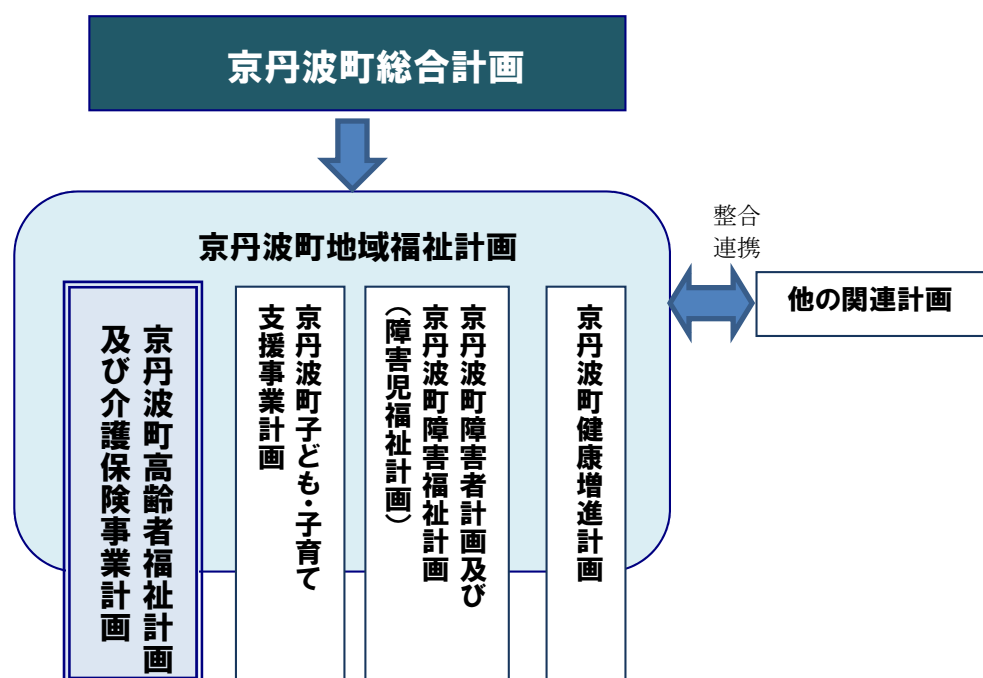
2 計画の位置づけと内容（法令の根拠）

- 「市町村老人福祉計画」（老人福祉法第20条の8）
「市町村介護保険事業計画」（介護保険法第117条第1項） } 一体的に策定
- 本町では、高齢者の福祉施策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的に策定しています。概念的には「介護保険事業計画」は「高齢者福祉計画」に包含されます。



◆他計画との関係

本計画は「京丹波町総合計画」を上位計画とし、関連分野における町の個別計画等と整合性のある計画として策定しています。



◆計画の期間

- ・平成30年度～令和2年度の3年間
- ・団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える2025年を見据えた長期的視点を踏まえ策定

西暦	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
(平成)															
(令和)	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
	高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画														
				高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画											
							見直し	高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画							
									見直し	高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画					
											見直し	高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画			

3 第7期介護保険事業計画策定の基本的考え方

- ・第6期の振り返りを基に、継続性を保ちながら、2025年を見据えた更なる地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を図る。

4 計画の基本理念（第6期計画の基本理念を継承）

みんなで支える“輝く生涯”
あたたかな心でつくる安心・健康・いきいき 京丹波

5 計画の基本目標

- (1) 支え合うまちづくりー地域包括ケアシステムの強化ー
- (2) 生き生きと暮らせるまちづくりー健康づくりと介護予防ー
- (3) 安心して暮らせるまちづくり～高齢者福祉の充実～
- (4) 介護サービス充実と質の向上

基本目標1 支え合うまちづくりー地域包括ケアシステムの強化ー

- ① 地域包括ケアシステムの深化・推進（重点取組）
 - ・自立支援・重度化防止の取組や地域ぐるみの支援体制拡充の取組の推進
- ② 高齢者を支える地域の体制づくり
 - ・地域見守りネットワークの構築や民生児童委員活動等との連携等
 - ・日常生活を支援する体制の整備
 - ・・・生活支援コーディネーター等との連携による生活支援体制整備
- ③ 医療と介護の連携の推進
 - ・・・医療・看護・介護等の多職種連携会議の推進等



基本目標2 生き生きと暮らせるまちづくりー健康づくりと介護予防ー

- ① 健康づくりの推進
 - ・「京丹波町健康増進計画（第2次）」との整合性を確保した事業推進
- ② 介護予防の充実
 - ・介護予防・日常生活支援サービス事業（総合事業）の充実
 - ・地域介護予防活動支援事業の推進（重点取組）
 - ・・・筋トレ・脳トレ実施地区の拡大
- ③ 生きがいづくり活動の推進
 - ・老人クラブ・シルバー人材センター等の積極的な活動の推進・支援

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり～高齢者福祉の充実～

- ① 生活支援サービスの充実
 - ・・・外出支援サービスや食の自立支援サービス等の充実
- ② 認知症施策の推進
 - ・認知症本人及び家族への支援
 - ・・・早期発見・対応のための「認知症初期集中支援」体制の確立と普及促進
 - ・徘徊SOSネットワーク事業等の活用推進
- ③ 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進
 - ・町社協との連携による権利擁護事業や成年後見制度の利用支援
 - ・民生児童委員や人権擁護委員等との連携による虐待防止施策の推進
- ④ 高齢者の住まいの確保
 - ・高齢者あんしんサポートハウス等の適切な利用促進
- ⑤ 高齢者にやさしいまちづくりの推進
 - ・災害時要援護者支援事業の推進や「命のカプセル」事業の推進
 - ・情報発信とお知らせ機能の充実（重点取組）
 - ・・・介護保険制度等の制度啓発用ガイドブックの全戸配布

基本目標4 介護サービスの充実と質の向上

- ① 介護サービス等の充実
 - ・介護支援専門員（ケアマネジャー）への適切なケアプラン作成支援等
 - ・介護サービス事業者への指導・監督の実施（重点取組）
 - ・・・居宅介護支援事業所の指定権限の移譲への対応等
- ② 介護保険制度の適正・円滑な運営
 - ・・・制度の啓発及び給付の適性化の推進
- ③ 低所得者対策・・・国の基準に基づく負担軽減制度の適用
- ④ 人材の確保及び資質の向上
 - ・介護人材の確保対策支援事業（重点事業）
 - ・・・「京丹波町福祉人材確保対策事業助成金交付制度」や「京丹波町介護福祉士育成修学資金貸与制度」の活用等による確保支援
 - ・介護相談員派遣事業
 - ・・・介護職員等の資質向上と介護現場の魅力UPを目指した介護相談員の派遣事業の推進

6 介護保険事業

- ・総人口及び高齢者人口、第1号被保険者数、認定者数の推計から必要な介護保険サービス量を見込む
- ・第7期介護保険料 保険料基準年額：73,400円

7 計画の推進

①計画の推進体制

- ・高齢者に関する総合計画として、民間団体等とも連携した計画の推進及び住民、地域団体等への周知、協力体制づくりを進める。

②計画の進捗管理

- ・PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、計画の進捗状況等について評価・確認を行う。
（評価・確認は京丹波町地域包括ケア推進委員会において行う。）